ＪＡ住宅ローン（基金協会保証、100％応援型）ネットローン

令和７年１月１日現在

ご融資利率	【取扱期間　令和７年１月１日～令和７年３月31日】 ◎固定金利　　　　3.78％ ◎固定金利選択型　３年　1.15％、５年　1.25％、10年　1.40％（金利軽減後） ◎変動金利　　　　2.475％ ◎最軽減後金利　年0.425％（変動金利、保証料別） ◎金利軽減条件につきましては、お問い合わせください。
お使いみち	◎借入申込者またはその家族が常時居住するための次の住宅の購入等に必要な資金および諸費用が対象となります。 ◎住宅の新築・増改築 ◎新築住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む） ◎中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む） ◎住宅用地購入（2年以内に新築し、居住する予定があること） ◎上記の借入とあわせた他金融機関借入中の目的型ローン残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」）
ご利用いただける方	◎個人のJA組合員の方。 （農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・手続等はJA融資窓口までご相談ください。） ◎借入時の満年齢が18歳～66歳未満の方で、最終返済時の満年齢が80歳未満の方。 ※最終返済時の満年齢が80歳以上の場合であっても、同居または同居予定のお子様との連帯債務により、ご融資可能です。 ◎前年度税込年収が300万円以上ある方（農業者の方は250万円以上）。ただし自営業者の方（農業者を除く）は過去３ヵ年の各年の所得金額が300万円以上ある方。同居の配偶者を連帯債務者として収入合算する場合は、本人の年収が250万円以上300万円未満で、合算後収入が300万円以上ある方。 ◎勤続年数が１年以上の給与所得者の方。 ◎就農年数が１年以上の農業者の方。 ◎営業年数が３年以上の自営業者の方。 ◎保証機関（和歌山県農業信用基金協会）の保証が得られる方。 ◎団体信用生命共済（保険）に加入できる方。 ◎その他JAが定める条件を満たしている方。
・ご融資金額 ・収入合算	◎10万円以上10,000万円以内とし、１万円単位となります。 融資限度額は、住宅の新築、購入、増改築・改装・補修にかかる所要金額（各種諸費用含む）の範囲内となります。 収入合算する場合、借入者と同等の要件を充たす方は連帯債務者となり全額を、それ以外の方については連帯保証人となり借入者の前年税込年収の50％以内の額を合算することができます。 ◎おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の２分の１以下とします。
ご融資期間	◎3年以上50年以内

<table>
<tr><td></td><td>※おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。</td></tr>
<tr><td>ご返済方法</td><td>◎元利均等毎月返済、ボーナス併用毎月返済、または年2回返済のいずれかをお選びください。
元利均等返済は、毎月の返済額（元金＋利息）が一定となる返済方法です。ボーナス併用毎月返済は、毎月返済に加え6ヵ月毎の特定月に増額して返済する方式です。
※年2回返済は、専業農業者のみの取扱いとなります。
◎ボーナス併用による増額返済分は、ご融資額の50％までご利用いただけます。
◎変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の元金と利息の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に未返済額を一括で返済していただきます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>◎融資対象となる土地・建物に対して、第1順位の抵当権を設定させていただきます。
※担保設定手続に必要な費用は別途ご負担いただきます。</td></tr>
<tr><td>保証</td><td>◎和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。
また、収入合算者については連帯債務者または連帯保証人とし、担保提供者については物上保証人とさせていただきます。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>◎和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。（保証料率：0.08％～0.30％）
◎前取一括方式または後取分割方式のどちらかをお選びください。
※前取一括方式は、ご融資時に一括して保証機関へお支払いいただきます。
※後取分割方式は、約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
【保証料例】融資金額1,000万円、金利1.0%　毎月償還（特定月増額返済なし）でお借入いただいた場合
<table>
<tr><td rowspan="2">保証料率</td><td colspan="3">借入期間</td></tr>
<tr><td>10年</td><td>20年</td><td>30年</td></tr>
<tr><td>0.08%</td><td>35,867</td><td>64,167</td><td>86,836</td></tr>
<tr><td>0.13%</td><td>58,327</td><td>104,344</td><td>141,216</td></tr>
<tr><td>0.17%</td><td>76,289</td><td>136,481</td><td>184,716</td></tr>
<tr><td>0.26%</td><td>116,710</td><td>208,815</td><td>282,604</td></tr>
<tr><td>0.30%</td><td>134,671</td><td>240,958</td><td>326,103</td></tr>
</table>
※お申込み内容により保証料率は異なることがありますので、お申し出いただければ試算いたします。
※上記保証料とは別に保証料率が年0.08％の場合は一律5万円、保証料率が年0.13％以上の場合は一律3万円の保証料が必要です。
※上記保証料はあくまでも概算の金額であり金額を約束するものではありません。</td></tr>
<tr><td>火災共済（保険）</td><td>◎ご融資対象の建物については、原則、火災共済（保険）にご加入いただき質権を設定させていただきます。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>◎JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。
なお、共済（保険）掛金はＪＡが負担いたしますが、下表に記載の特約付団体信用生命共済（保険）を選択の場合は、下記加算金利を借入利率に上乗せいたします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td><table><tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>加算金利</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td rowspan="8">JA 所定金利</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（連生）</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td>◎ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、0.30%の加算金利を借入利率に上乗せいたします。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>・融資事務手数料　110,000 円～275,000 円
・固定金利選択特約手数料　5,500 円
・【固定金利選択型期間中】
　全額繰上返済手数料　33,000 円
　一部繰上返済手数料　22,000 円（JA ネットバンクの場合は無料）
・【変動金利期間中】
　全額繰上返済手数料　5,500 円
　一部繰上返済手数料　5,500 円（JA ネットバンクの場合は無料）
・融資条件変更手数料　11,000 円</td></tr>
<tr><td>最低出資金額</td><td>◎組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資金が必要になります。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>◎苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 支店（所）または金融部（電話：0739-23-3516）に設置の JA バンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。
◎紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。
JA バンク相談所を通じてのご利用となりますので、JA の JA バンク相談・苦情等受付窓口または JA バンク相談所にお申し出ください。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>◎お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。
◎おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。
◎おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借入金額の中に住宅取得資金以外の金額が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。
◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、JA 融資窓口までお問合せください。
◎連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

お問い合わせ窓口	JA紀南　ローンセンター 電話番号：0739-81-3700

（記載の手数料には10%の消費税が含まれています。）

JA紀南